

## 英国における家政科教育の教育課程編成の視点

青木幸子

(昭和61年9月30日受理)

### Views of the Curriculum Formation of Home Economics in Britain

Sachiko AOKI

(Received September 30, 1986)

#### はじめに

去る7月10日、新聞各社はいっせいに文部省の教育課程審議会が課題別検討委員会の提案報告を了承したことを伝えた。

朝日；家庭科、高校は男女必修

毎日；高校家庭科男女必修に

読売；家庭科男女共修も

次期学習指導要領改訂の要となる家庭科改定案の骨子は、次の通りである。

#### 中学校技術・家庭科

##### (1)履修領域

木材加工、金属加工、機械、電気、栽培、情報基礎、被服、食物、住居、保育、家庭生活(仮称)の11領域

##### (2)履修形態

上記領域から7領域以上を履修。但し、木材加工、電気、食物、家庭生活の4領域はすべての生徒が必修

#### 高等学校家庭科

##### (1)履修科目

・家庭一般(衣・食・住・保育など家庭経営の立場からの総合的な学習に重点)

・生活技術(仮称)(電気など家庭生活の技術面に重点)

・生活一般(仮称)(調理、被服製作、インテリアなど家庭生活の特定分野に重点)

##### (2)履修形態

上記科目から1科目選択必修(4単位)。男子校などへの配慮として、生活一般を履修する際、2単位は技術一般、情報処理、体育の科目での代替履修を可とする。

中・高等学校での家庭科の履修に関する改定案が提示

家庭科教育研究室

されるに至った背景には、国際婦人年、それとタイアップした婦人差別撤廃条約の批准という時代潮流の大きなうねりとともに、共修実現に向けての積極的な運動と家庭科教師の地道な努力と労苦があった。男女共修が名実ともに実現される見通しとなった今日、この提案がどれ程大きな意味をもつかは、戦後の家庭科のあゆみを振り返るなら容易に理解されよう。

昭和22年、憲法の精神を敷衍し、封建的な家族制度を拭払し、「民主的な家庭建設に必要な基礎教養を学ぶ教科」として出発した新生家庭科は、戦後の日本経済がめざましい進展を遂げるにつれて、憲法の精神が形骸化されていくにつれて、そしてこのような経済的、政治的土壌で生活していく中で現状肯定を指向する国民意識が醸成されていく過程と軌を一にするかのように、女子教科として、教育制度上に、そしてまた我々国民の意識下に、しっかりと深く根をおろしてしまった。こうして「男は社会で働き、女は家庭を守る」という役割分担は、社会生活を営む上でのあたりまえの図式であり、教育・雇用場面においても慣習化した、当然の、何の障害もない平等な役割分担として固定化されてきた。こうして眼前に大きくそびえ立つ山をゆさぶり、切り崩していく制度として男女共学を実現しうる段階にまでこぎつけたという意味で、先の改定案は、家庭科にとっては戦後の教育改革に勝るとも劣らぬ第二の改革といっても過言ではなからう。

そこで、本稿では、この改定案にみられる問題点を指摘するとともに、男女共学の先進国である英国の家庭科の共学実施への過程とその実情を学びながら、男女平等な教育課程を編成する際の基本的な視点を探してみたい。

## 1. 教育課程審議会：改定案の問題点

前述したように、非常に大きな意味をもつ改定案にも基本的な問題が残された。この改定案に基づいて行われる家庭科教育が、再び戦後改革のあゆみの轍を二度と踏むことのないよう実効力をもったものとするためには、第一に教科名とその内容領域とを明確にすることである。中学校技術・家庭科は、従来通り名称も内容も踏襲している。技術・家庭科教育を受けた生徒は、これが単独の教科であると思い（事実、家庭科教育法受講者のほとんどはそう認識している）、本来異なる科学・学問をバックボーンとする二つの教科の合体名であるとは認識していない。中学校の家庭科に関する教科名は成立以来、「職業科—職業・家庭—技術・家庭」と実に変則的な経緯を経て今日に至っているのである。その間、この統合教科あるいは合体教科について幾度となく論議されてきているにもかかわらず、その成果が活かされることなく今回もまたそのまま見送られたことは非常に残念であり、第二の改革にふさわしく、是非この機会に見直しが行われるよう切望したい。

このことに関連し、第二は、高等学校家庭科目に対峙する技術、体育科目の代替履修について再考を促したい。高等学校では『「家庭一般」女子のみ必修』という性差教育が制度上なくなり、男女とも履修できるようになったことがこの改革案で最も評価される点であるが、「家庭一般」以外に「生活技術」、「生活一般」の科目が増設され、しかもそれらの内容が曖昧であり、概要をみる限り従来の「家庭一般」の内容とさして変わらないように見受けられる。しかも男子校の場合には、家庭科目履修の一部代替として、「技術一般」、「情報処理」、「体育」の履修の余地を残しており、再び女子—家庭科、男子—技術、体育の道を拓くこととなった。これは技術科の中・高一貫化を図るための男子に対する教育的配慮なのであろうか。中学校の技術科の内容は高等学校の「技術一般」、「情報処理」の科目に連結し、これらの教科・科目が再び家庭科と合体したことにより、変則的な教科構成が高等学校段階にまで延長されたこととなり、より一層の男女別学体系を強化する足場固めではないかとも思えるのである。

第三は、科目選択の方法を考慮することである。小・中・高一貫した家庭科教育を推進するためにも、教科の目的を十分達成しうるよう、生徒の興味・関心・意志を十分尊重しうるような方法で科目選択がなされるよう希

望する。

家庭科、技術科が、共に人間形成に必要な教科として正しく評価されるよう要望したい。

このような問題を含んでいるとはいえ、とにかく男女共修の幕は切って落とされたのである。そして、昭和63年4月に小・中学校学習指導要領の告示、昭和64年4月に高等学校学習指導要領の告示と続き、昭和67、68、69年と小・中・高等学校の順に新学習指導要領による教育の完全実施が予定されている。このようなスケジュールの下で、今、我々家庭科教育に携わる者にとっての緊急の課題は、第二の改革にふさわしい教育内容の充実にある。

## 2. 英国における中等教育の解放とその理念

1944年バトラー法の成立により、初等・中等・継続教育という三つの累進的段階から成る民主的な単一の教育制度が確立した。しかし、中等学校への進学は、子どもの興味・関心・能力・適性によって決められるというものの、実質的には11才試験の成績によって割り振られる結果となり、公立のグラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールの三種類の中等学校は「同格」であると主張しても、中等学校の要としてその権威と名声を誇ってきたグラマー・スクールの圧倒的優位は、誰の目から見ても明らかであった。

11才という早期段階で、しかも一回限りの試験でその子どもの将来を方向づけてしまうことの不合理さや、11才試験（知能テスト的傾向が強い）そのものもつ限界も明らかにされるようになり、「すべての者に平等な中等教育を」という要求は、制度的な教育機会の平等から実質的な教育内容の平等へと変わっていった。すなわち、11才試験での子どもの成績は、親の社会階層を色濃く反映しており、子どもの生まれ育った環境の中にこそ階層的な教育機会の不均衡が存在することが明らかとなった。それならば平等な中等教育は、そもそも社会階層的な不平等を露呈させえない方法で実現されなければならない。

選抜試験時期と方法に集約されていた中等教育の問題は、1965年、労働党ウィルソン内閣の下で、一気に解決へのきざしをみせた。すなわち、政府は、グラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールという三本立の中等学校から、無試験で、一地域内のすべての生徒を入学させる一本立の総合制中等学校への切り換えを通達したのである。しかし、その後、保守党への政

権交代があり、当初の計画はスムーズに実行されなかったが、1967年、プラウデン報告で11才試験の廃止が勧告され、1972年には義務教育年限が15才から16才に一年延長された。1974年、再び政権の座についた労働党は、当初の計画を積極的に推進すべく、私営学校国庫補助制度を廃止し、難産の末、1976年11月、総合制化を促進するための「1976年教育法」を成立させた。これにより中等学校の総合制化は拍車がかげられ、1979年には公立学校の9割が採用するに至った。1979年、保守党政権（現サッチャー政権）が誕生し、「1976年教育法」は改正され、総合制化への強制規定は廃止された。また、「1980年教育法」で私営学校国庫補助制度が復活し、公立学校の教育内容に対する不満も手伝い、近年、私営学校の入学者数が増え、「公立ばなれ<sup>1)</sup>」が進んでおり、総合制学校の在籍者は8割に減じた。

階層間移動を可能にする最大の要因が教育程度であることから、「富める者にも貧しい者にも平等に中等教育を」という労働党政権の政策は、総合制中等学校への再統合により、11才時での選別を改め、階層的平等から多数の国民を解放した点に特筆されよう。

### 3. 教育課程編成の視点—教育内容の共通化

「富める者にも貧しい者にも平等な中等教育を」という国民の願いを実現した総合制中等学校であったが、そこで学ぶ生徒の学力低下が問題となり、生徒の能力は総合制学校とグラマー・スクールのどちらで伸ばすことができるか、と一つの調査結果をめぐって偏向だ、いや偏向ではないと議論が戦わされたり<sup>2)</sup>、私営学校の入学者数が増えたり、英才教育の現状を憂慮したり、さらに16才以上の学齢人口の減少を見込んだ後期中等教育の再編成等、今日、中等教育には問題が山積している。

「1976年教育法」の成立をみた翌年、労働党政権下で学校教育の現状に対して全国民を巻き込んだ教育大討議（Great Debate）が行われ、その成果をふまえて公にされた教育緑書（Green Paper）で、初・中等教育の共通の教育課程についての枠組の設定が強調された。その中で、初等教育は児童中心主義的な教育方法の行き過ぎが警告され、読み・書き・算の基礎的な能力の育成に重点をおくこと、中等教育は過度の専門化と多様化を改め、国語、数学、理科、現代外国語等の基本教科を重視し、内容を社会の要請に合ったものにする必要があることが指摘された。

1979年12月、公立中等学校の実態に関する大規模な調査報告書（Aspects of Secondary Education in England）が公表された。この中でも、中等学校の第4・5学年の教育は学外試験（GCE, CSE）によってその内容が過度に歪められ、全生徒の共通科目は国語、数学、体育のみで、選択科目が多すぎ、教育課程上著しい不均衡を呈している。全生徒が16才まで化学、生物、物理を履修すべきであると強調された<sup>3)</sup>。

教育課程の枠組みの設定については、保守党政権下でも継続課題とされ、1980年、初・中等教育課程の基準の設定のための協議文書「学校教育課程のための枠組み」（A Framework for the School Curriculum）（教育科学省）と「教育課程に関する所見」（A View of the Curriculum）（勅任視学部）とが同時に公表された。特に前者の文書には、国語、数学、理科は義務教育期間（5—16才）中必修とし、外国語も中等学校の2～3年間は必修とする。宗教教育、体育、進路指導も必修とする。さらに、「生徒を成人生活のすべての側面について準備するため、どこかの学校段階で、すべての生徒の教育課程の中に、次のすべての事項に関する教育が含められるべきである：手工・デザイン・技術；芸術（音楽、演劇を含む）；歴史・地理；道徳教育；健康教育；親になる準備；職業教育；成人社会に参加する準備。中等学校では特に、学校と職業の関係、職業生活への準備、社会の経済的基礎の理解などが重視されるべきである。職業教育は、すべての生徒に対して、中等第3学年よりおそくならない時期から行われ、授業時間表の中の特定の時間が割り当てられるべきである。<sup>4)</sup>」と謳われている。

これら両文書を叩き台として、1981年3月、英国教育史上初の全国的な教育課程の基準である「学校教育課程」（The School Curriculum）が公表された。この中で、家政教育に関して推奨されるべきアプローチとして、次のようなくだりがある。「体育、家政、工芸・デザイン・技術のような科目は、生徒の知的、人格的発達のために欠くことのできない要素である身体的、実践的技能の獲得に特別の貢献をする。<sup>5)</sup>」「学校教育課程にはまた、しばしば科目とみなされながら、むしろさまざまなコースやプログラムに含める方が特色を出しやすく、さらに教育課程の全体にまたがって配置されるなら、一層効果的であるような不可欠な構成要素がある。これらは、生徒の個人的、社会的発達に関係するものであり、便宜的に道徳教育、健康教育（性教育を含む）、親や家庭生活へ

の準備という項目に分類されることができ、<sup>6)</sup>「将来親になる準備のような健康教育は、個人的、社会的、家庭的責任に向けて個人を準備するための一部である。……親になり、家庭生活を送るための準備は、家庭生活を維持し、家庭生活によって維持されている人間関係の重要性や、親に課せられている要請と義務を生徒に認識させるよう援助すべきである。<sup>7)</sup>」また、成人生活への準備として、「女性の雇用機会の平等に対する障害は、家庭と社会の態度に深く根ざしている。学校は、教育課程の内容、教育課程の編成、教授法、職業進路指導を通して、これらの障害を減少させるために多大の貢献をすることができる。<sup>8)</sup>」と謳いあげ、教育の機会均等と職業進路指導を勧奨している。このように、独立した個人として、社会人として果たすべき役割を生徒に培う家庭生活に関する教育は、また、男女の雇用機会における平等と密接に係っていることを明確にしている。

さらに、「学校教育課程」に示されたガイドラインを具体化した文書として、1984年9月、「5—16才段階の教育課程の構成と内容」が公表され、①中等教育前期5カ年の国語、数学、工芸・デザイン・技術の必修、②第3学年までの理科、人文、家政の必修、③第4・5学年の理科の継続履修（少なくとも一科目）、④第4・5学年段階の選択科目履修の比重の制限（総授業時数の15%以内）等を勧告している。<sup>9)</sup>

#### 4. 家政科教育の実態と教育課程編成の視点

1975年に制定された「性差別禁止法」を補充する「学校教育課程」及びその後の文書は、家庭生活に関する教育の男女共学により大きな即効力をもった。ともあれ、教育制度上の平等のみならず、子どもの育つ環境によってもたらされる能力開花の不平等をも是正しようとする平等感覚が、教育内容の共通化を要求し、男女間の平等を積極的に推進する気運をもたらしたことは容易にうなづけよう。

「性差別禁止法」制定に先立つこと2年、1973年、労働党政府は、性差不平等の原因は教育の初期の段階にあることを認識し、イングランド・ウェールズ及びスコットランドの中等学校の教育課程の実態を調査した。<sup>10)</sup>その結果、中等学校の教育課程における顕著な性差科目は、家政と技術の関連科目であり、ほとんどの学校で男女により差別しており、その理由は、時間割編成や設備、さらに伝統的な性役割観や職業選択上の要求という、教育

理念上の理由とはおよそかけ離れた便宜的理由に基づくものであった。

性差別禁止法は、学校の教育課程におけるすべての科目は男女生徒が等しく学べるよう求めた。そして、地方教育当局や学校長もその責任を痛感し、家政・技術関連科目を共学校の男女生徒に等しく学ばせる措置を講じた。

ところで、実態はいかに……。性差別禁止法の制定以来、共学校で男女生徒に異なった教育課程を履修させることは違法とされてきた。しかし、家政科目の男女の履修が合法的な必然性がある今日でさえ、この法律を逃がれたり、無視したり、効力のないものとみなしたりする学校がある。なぜなら、この法律は別学校の生徒の履修には、ほとんど触れていなかったためである。また、多くの親は、家政科目を履修する男子を「女々しい」とみなしたり、共学校で男女生徒に家政科目を指導している教師でさえ、その態度に問題がある。例えば、

「あなたの息子はシェフになりたいと思っている。学校は彼に木工に代えて家政科（Home Economics）を履修することを認める。しかし、彼はクラスで唯一の男子であり、家政科教師は絶えず彼を笑ひ者にしていく。結局、彼は気まづい思いをし、家政科のクラスをぬけ、木工のクラスに入る。学校や教師に対して性差別をするよう要求することの方が、有力になりがちである。」<sup>11)</sup>

たとえどんなに制度的な諸条件が整備されても、意識がすぐに180度転換するものではないことを示した一例である。しかも、担当教師の意識であることが問題なのである。

英国の家政教育史をながめると、その歴史的ルーツは、性政策としてのみならず、階層維持政策にもあったことがわかる。<sup>12)</sup>同じ家政教育でもその内容には雲泥の差があった。19～20世紀初頭にかけて、公には、学校は「すべての女性に帰する家事義務」について女子を訓練し、「良き妻、良き母」にすることに関心を示した。しかし、非公式には労働者階級の女子に女中として身を立てるための学習を奨励し、1930年代末には、「確実な女子労働の典型」として、公に女中になるための教育を承認した。その一方で、上流階級の女子には、女中をしつけるための教育がなされた。一方、性政策としての家政教育は、「女の仕事」を美化し、同時に宗教的、愛国的な義務をも高揚した。1878年の教科書は、「主婦の立場に高い価値を置き、家での女の仕事は、国家を強力に、かつ繁栄

させるために大いに貢献するものである」ことを生徒に指導し、理解させるよう教師に忠告している。また1910年の教科書では、女の仕事は「本当の」仕事で男が成功するか否かを決定づけるものである、と女の仕事の補助的、従属的な性格が強調されている。

そのような長い教育の伝統は、すべての女子に家政教育の必要を説き、男子に対しては、緊急の場合や生涯独身で過ごす場合にだけ必要であるという意識を流布させた。既婚婦人の労働人口の増加や女性解放運動の盛り上がりにより、家政教育は表面上多くの変化がみられるが、暗黙のうちに男女に性役割を固定化させる影の教育課程(hidden curriculum)が、今なお改められることなく、教科書や試験問題に脈々と息づいている。そこにみられる記述を分類すると、次のようになる<sup>10)</sup>。

その1. 女性のひかえめな、受動的な態度を前提として、性と性役割の混同がみられる描写

「女性の最大の長所は、夫と子どものための家庭経営者としての真の女らしさと技能にある。これは逆転させることのできない役割である。」(1964)

その2. 家事は義務であるだけでなく、楽しいことであると女子に納得させる描写

「家庭を営むことは、女子が家や夫を手に入れるためにしなければならない犠牲の一つではない。それどころか、家庭を営むことは、知性、創造性、想像力、統率力を必要とする積極的な側面をもつ。」(1976)

その3. 食事の儀式化を促す描写

「アフタヌーンティーは、4時に供されるゆったりとした食事であるべきだ。それは優雅な食事である。

小さなテーブルかティーワゴンの上にはレースやきれいな亜麻製のテーブルクロスが使われる。小さなティーテーブルも準備されるべきだ。最高の陶器を使い、銀食器をひきたたせる好機である。」(1973)

その4. 家事担当者はすべて「主婦」であるという描写

「もし主婦が賢く家族に食事を用意するならば」  
(1976)

「主婦にとって最も大切な仕事の一つは」(1975)

「新婚の主婦として大切な出来事は、初めて新居で義母に食事をもてなすときであろう。義母は、あなたがどんな主婦ぶりを発揮するか、息子に満足な食事を作っているかどうか確かめることに興味がある。」

(1976)

その5. 家事労働は基本的に女の責任であるとする描写

「概して、家事労働における夫の参加は、いまだ家政に責任をもつ妻に対する善意の行為であるだけでなく、少なくとも一部分夫の責任としてみなされた仕事である、と認識する段階に至っていない。家庭で仕事をする大多数の夫は、妻を助けるためにするのである。洗濯物を干したり、オムツの交換を手伝う。しかし、手伝った仕事は、まだ妻の仕事とみなされがちである。」  
(1971)

その6. 対男性や家族のための役割を強調する試験問題

「寒い朝、お腹を空かせた若者のための朝食を作り、供しなさい。」(1979)

「二人の男性は、ボランティア活動でエネルギッシュな朝を過ごす。蒸しプディングとソースのある夕食の計画を立て、調理し、供しなさい。」(1979)

「週当りの平均的な食物費は、家計費の最大の項目である。物価高の時期に、お母さんは夫や二人の十代の子どものために、栄養的で美味しい食事をどのようにして整えることができますか。」(1982)

その7. 旧来の教科書を一部手直しして新刊本として再版された場合

たくさんさし絵は男子を加えて描かれているが、どんなに内容を修正しても、基本的な輪郭は女子を対象としている。

もちろん、すべての教科書がこのような影の教育課程の性格を帯びているわけではない。家事労働のみならず、労働時間や余暇時間の分担も公平に行なうべきであるとする描写<sup>11)</sup>や、男女の性役割に真正面からアプローチしているものもある<sup>12)</sup>。教科書に描かれた男女の役割イメージは生徒に大きな影響を与えるものであるからこそ、より客観的な、時代の要請に合った教科書が求められる。

このような教科書事情の下で、機会均等委員会は、家政科目の男女共学を確実に進展させるために報告書を出し、次のように述べている。「家政科が必修科目の核としての一翼を担うのでなければ、あるいは試験に必要ながなければ、さらに選択科目としても学習の機会がなければ、男子生徒は、家庭や家族生活での人格的独立と責任を分担するための十分な教育を受けることなく離学してしまう<sup>13)</sup>。」「家政科は、理論と実践を通して、人間と人間の基本的欲求(食物、被服、住居、人間関係等)をよ

り深く理解することを目的とする<sup>17)</sup>。「学校での家政教育によって“生活技術”を学んだ若者は、離学後も自分達の環境に十分適応できるし、コントロールすることもできるようになる。また、社会の変化—女性の就業、一層の失業、増える独身者や片親家庭等—は、これまで伝統的に行われてきた家庭における男女の役割についての考え方が、もはや現実的ではないことを示している<sup>18)</sup>。」そこで、男女平等に家政科学習に取組めるよう、学習に伴う利益と成功の機会が男女平等に得られるよう、教材の吟味、指導法の工夫を家政科教師に呼びかけ、男性の家政科教師の増加を課題としている。さらに出版関係に対しては、家庭経営には男女同等の責任があることを配慮した資料、本の出版及びPRを要望している。

では、このような条件にかなう教育課程編成の視点は何か<sup>19)</sup>。

一つは、実践的な学習に含まれる理論的学習の重要性やそこで求められる創造力の価値を正しく理解することである。

二つは、教育内容に対する伝統的な男の観点からのアプローチ—支配と服従の関係—を前提としないことである。

三つは、できるだけさまざまなライフスタイルを提示し、自分の人生・生活を選ばせるよう助力することである。

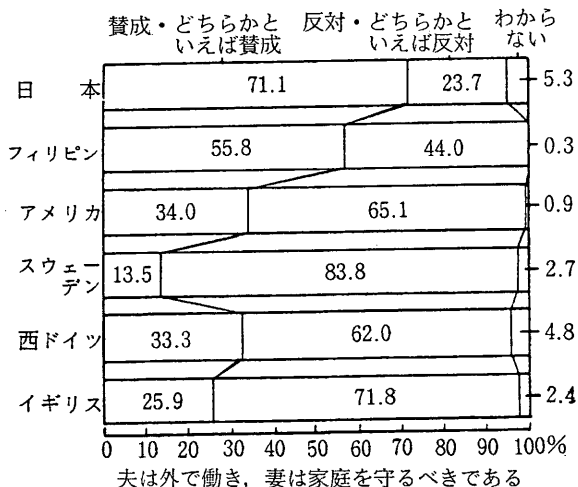
### おわりに

現在、ロンドン市内の総合制中等学校では第1—3学年の家政科の男女共学は100%の実施率をみており、雇用機会の均等をより拡充するために、選択科目における

男子の履修者増へと課題が移行している。表にみられるように、役割分担意識が英国とは著しく異なる我国においては、本稿で述べたような先例に学びながら、かつより以上の決意をもって、細心の注意を払い、男女がともに同等の自覚と責任をもって、協力して家庭建設にたづさわることのできる充実した教育課程の編成が望まれる。

### 注

- 1) 文部省：教育調査第104集 海外教育ニュース第3集, 1981, pp. 64~65
- 2) 同上, pp. 72~74
- 3) 同上, pp. 67~68
- 4) 同上, p. 69
- 5), 6) Department of Education & Science: *The School Curriculum*, Her Majesty's Stationery Office, London, 1981, p. 7
- 7) *ibid*, pp. 7~8
- 8) *ibid*, p. 19
- 9) 日本教育年鑑'86, ぎょうせい, p. 432
- 10) Commission of the European Communities: *Studies—Equality of education and training for girls (10—18years)*, Office for official publications of the European Communities, Brussels, 1979, pp.40~44
- 11) Michael Malone : *Sex Discrimination: your right to equal opportunity*, Ross Anderson Publications, Bolton, 1983, pp. 165~166
- 12) Barbara Wynn : *Home Economics, Sexism in the Secondary Curriculum* (Janie Whyld, ed.), Harper & Row, Publishers, 1983, pp. 200~202
- 13) *ibid*, pp. 202~207
- 14) *ibid*, p. 211
- 15) Anne Jones, Jan Marsh and A. G. Watts : *Male and Female: Choosing your role in modern society*, Hobsons Limited, Cambridge, 1982
- 16), 17) Equal Opportunities Commission: *Equal Opportunities in Home Economics*, Equal Opportunities Commission, London, 1983, p. 3
- 18) *ibid*, pp. 4~5
- 19), 12) *ibid*, pp. 210~213



(資料：総理府1982年「婦人問題に関する国際比較調査」)

英文抄録

The idea of the equal opportunity of the Secondary Education both for the rich and the poor led to the birth of the Comprehensive School in Britain. Further, this idea demanded the equality of the content of education from the viewpoint of equal opportunity of educational system——irrelevant to the kinds of school and differences between the sexes. This demand was realized by Sex Discrimination Act established. Thus, Home Economics was recommended by The School Curriculum as the subject to be learned by both sexes.

Nevertheless the teaching materials are still used according to the conventional, fixed idea. I have pointed out following three views necessary for the curriculum formation of Home Economics for the pupils of both sexes, taking into account the changes in the family life, education and labour.

1. Understanding of the importance of the intellectual rigour involved in so-called practical tasks or an appreciation of the creativity required.
2. The traditional male approach to curriculum content——male dominance and female subservience —— isn't assumed.
3. Presentation of various life-styles, so that it may be helpful for the pupils when they choose their own lives in the future.